附則第五十二条第三項中「道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同条第十二項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「千二百七十円」を「千七百七十円」に改め、同条第十三項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に、「平成三十一年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十四項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「前項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　第十項又は第十二項に規定する者（二以上の場所で紙巻たばこ三級品を所持する法人に限る。）が第二項（第十一項又は前項において準用する場合に限る。）の規定により提出する申告書について、国税通則法第百二十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による押印により難い特別な事情がある場合において、当該申告書の提出期限までに、政令で定めるところにより国税庁長官にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたときは、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定による押印に代えて、同号に定める者が保有する印の印影の写しを印字する方法その他国税庁長官が適当と認める方法によることができる。

附則第百三条第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第百五条第四項中「特別措置法第十一条第二項及び」を「平成三十年所得税法等改正法附則第百三十条の規定による改正前の特別措置法（以下この項において「旧特別措置法」という。）第十一条第二項及び」に、「、特別措置法」を「、旧特別措置法」に、「及び特別措置法」を「及び旧特別措置法」に改め、同条第九項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改め、同条第十項中「第四項中」の下に「改正前の特別措置法（以下この項において「旧特別措置法」という。）」とあるのは「改正後の特別措置法（以下この項において「新特別措置法」という。）」を加え、「附則第百五条第三項」とあるのは「旧特別措置法」とあるのは「、新特別措置法」と、「）附則第百五条第三項」とあるのは「）附則第百五条第十項において準用する同条第三項」と、「千分の百八」とあるのは「千分の百」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百二」と、「所得税法等改正法附則第百五条第三項」とあるのは「所得税法等改正法」に、「附則第百五条第四項」を「定める手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「定める手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、同項第一号中「千分の百八」とあるのは「千分の百」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百」と、同条第四項中「第一項（前二項」と、「附則第百五条第四項」に、「「同条第四項に」を「「前項」」とあるのは「「千分の百八」」とあるのは「千分の百」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百」と、「同条第四項に」に、「読み替える」を「「同条第三項及び旧特別措置法」とあるのは「千分の百八」とあるのは「千分の百」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百」と、同条第三項及び新特別措置法」と読み替える」に改める。

（所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第百三十六条　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条のうち租税特別措置法第六十八条の九第十項の改正規定、同法第六十八条の十一第十三項の改正規定及び同条第十四項の改正規定中「、「百分の四・四」を「百分の十・三」に」を削る。

第十二条中租税特別措置法第六十八条の十五の四第十一項の改正規定を削る。

附則第一条第七号を次のように改める。

七　削除

附則第五十一条第十七項中「おける新租税特別措置法」を「おける租税特別措置法」に、「第三十七条の九の五の」を「第三十七条の九の」に、「は、新租税特別措置法」を「は、同法」に、「第三十七条の九の五」を「第三十七条の九の」に、「若しくは第三十七条の九の五」を「若しくは第三十七条の九」に、「第三十七条の四」と、新租税特別措置法」を「第三十七条の四」と、同法」に、「第三十七条の九の四」を「第三十七条の八」に、「）」と、新租税特別措置法」を「第三十七条」と、同法」に、「新租税特別措置法第三十七条の九第一項」を「同法第三十七条の九第一項」に、「第三十七条の七」を「第三十七条」に改める。

附則第六十九条第十項中「おける新租税特別措置法」を「おける租税特別措置法」に、「、新租税特別措置法」を「、同法」に、「第六十五条の十二」を「第六十五条の八」に改める。

附則第七十五条第一項中「、第十項及び第十二項（同項の規定により読み替えて適用する地方法人税法第十五条第一項に係る部分に限る。）」を「及び第十項」に改め、同条第五項を削る。

附則第八十条中「平成三十一年十月一日前に開始した」を「平成三十年四月一日前に終了した」に改める。

附則第八十四条第十項中「おける新租税特別措置法」を「おける租税特別措置法」に、「、新租税特別措置法」を「、同法」に、「第六十八条の八十三」を「第六十八条の七十九」に改める。

附則第八十五条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項を削る。

附則第九十一条第三項を次のように改める。

3　前項の場合において、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第十五条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「平成三十年新租税特別措置法」という。）第八十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、新租税特別措置法第八十七条の三第一項及び所得税法等改正法第十八条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「新震災特例法」という。）第四十三条の二第一項の規定の適用については、平成三十年新租税特別措置法第八十七条第一項中「次条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される次条」と、新租税特別措置法第八十七条の三第一項中「前条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される前条」と、新震災特例法第四十三条の二第一項中「第八十七条の二」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第八十七条の二」とする。

（地方自治法の一部改正）

第百三十七条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の六の四第二十項」を「第七十条の六の六第二十項」に改め、「第七十条の七第三十五項」の下に「第七十条の七の五第二十六項において準用する場合を含む。）」を、「第七十条の七の四第二十項」の下に「、第七十条の七の六第二十七項及び第七十条の七の八第十五項」を加え、同項第二号中「第七十条の六の四第二十項」を「第七十条の六の六第二十項」に改める。

（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部改正）

第百三十八条　大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

第十六条　削除

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第百三十九条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三第六十六号中「第四項」を「第五項」に改める。

（総合特別区域法の一部改正）

第百四十条　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二款　課税の特例（第五十五条）」を「第二款　削除」に改める。

第四章第四節第二款を次のように改める。

第二款　削除

第五十五条　削除

第五十七条中「が認定地域活性化総合特別区域計画」を「（内閣総理大臣の認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下同じ。）が認定地域活性化総合特別区域計画」に改める。